

「松江市開発行為等の許可の基準に関する条例」改正の経過措置について

・経過措置

令和4年3月31日までに開発行為等の許可の申請があったものは、令和4年6月30日までの間は、条例改正前の基準を適用する。

- ・改正前の基準・・・災害ハザードエリアを除外する前の緩和区域
- ・改正後の基準・・・災害ハザードエリアを除外した緩和区域

都市計画法第29条開発行為許可、第42条用途変更許可、第43条建築許可の場合

例	令和3年度	令和4年度			適用する 条例の 基準	備考		
①		改正条例 施行日 (R4.4.1)	申請	許可	改正後の 基準			
②	申請	改正条例 施行日 (R4.4.1)		許可	経過措置 期限 (R4.6.30)	改正前の 基準		
③	申請	改正条例 施行日 (R4.4.1)			経過措置 期限 (R4.6.30)	許可	改正後の 基準	許可基準を 満たせない 場合 不許可

都市計画法第35条の2 変更許可の場合

例	令和3年度	令和4年度			適用する 条例の 基準	備考	
④	変更 許可 申請	改正条例 施行日 (R4.4.1)		変更 許可	経過措置 期限 (R4.6.30)	改正前の 基準	
⑤	開発 許可	改正条例 施行日 (R4.4.1)	変更 許可 申請	変更 許可		改正後の 基準	注1

注1) 改正前の区域で許可を受けていても、都市計画法第34条（立地基準）に関する変更がない場合は、変更可能。（例：擁壁の構造の変更、給排水管の位置変更など）